

精神障害者に対する雇用支援施策の充実強化

1. 精神障害者に対する総合的雇用支援 ☆

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置して支援体制を強化し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。

(平成 17 年 10 月から全国 47 センターで実施)

2. 医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業 ☆

医療機関等を利用している精神障害者を就職に結びつけるため、ハローワークから医療機関等に出向いて、就職に向けたガイダンスを実施。

3. 精神障害者等のグループ就労に対する支援

企業において数人の精神障害者等のグループが指導員の指導を受けながら就労する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、常用雇用への移行を促進。

(平成 18 年 1 月から実施)

4. 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する（トライアル雇用）の機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める。

5. 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチを派遣し、事業主及び障害者に対するきめ細かな人的支援を実施。

6. 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施。

(センター数：110 力所)

7. 精神障害者雇用環境整備事業 ☆

精神障害者の雇用に関する事業主向けの相談窓口を設置し、精神障害者の雇用に関する情報提供や専門機関のあっせん等を行うとともに、事業主向けセミナーを開催し、障害特性や職域に関する理解促進、雇用好事例の普及を図る。

(全国 8 地域の事業主団体に委託)

☆：精神障害者向けに特化した事業